



消防本部におけるハラスメント対策の徹底について

消防・救急課

消防庁では、「消防本部におけるハラスメント等への対応策に関するワーキンググループの検討結果について（通知）」（平成29年7月4日付け消防消第171号消防庁次長通知）を発出するなど、消防本部においてハラスメントの防止に向けた対策を推進していただくよう要請してきたところです。

しかしながら、消防本部におけるハラスメントの実態に関する調査の結果、令和5年度中にハラスメント行為により懲戒処分等が行われた事案が多数発生している状況です。消防本部におかれましては、「消防本部におけるハラスメントの実態に関する調査の結果及び留意事項について（通知）」（令和7年1月29日付け消防消第25号）でお示ししたとおり、次の1～5に留意の上、各種のハラスメント対策を徹底するようお願いいたします。

1. 消防長の意志の明確化

消防本部のトップである消防長自らが「ハラスメントは許さない」という意思を明確にし、消防本部内に周知徹底していくことが重要です。消防長の意志の明確化に当たっては、全ての職員がそれを十分に理解できるようにするため、職員に対して自らの意志を直接伝えるなど、より効果的な対応を取るとともに、定期的に周知徹底してください。

2. ハラスメントに係る通報及び相談しやすい環境づくり

ハラスメント通報制度の確立やハラスメント相談窓口の設置については、最も基本的かつ重要なハラスメント防止対策の一つであり、これらが十分に機能するよう、通報・相談しやすい環境づくりに取り組むことが重要です。通報受付・相談窓口に必要なに応じてハラスメントに関する知見を有する第三者を加えるなど、職員の利用にあたる心理的障壁を除去することに努め、通報制度や相談窓口の利用を促してください。

3. ハラスメントやその予兆の早期覚知

職員を対象としたハラスメントの実態に関するアンケートを実施することや、職務として部下の人事管理、健康管理を行う管理職員が日頃から部下職員と円滑にコミュニケーションを図ることなどにより、組織としてハラスメントやその予兆を早期に覚知し、深刻化する前に適切に対応できるようにしてください。

4. 階層別の研修等の実施

職位や勤続年数等の階層別による研修や職場ミーティング等を通じ、職員が職位等に応じたハラスメントを防ぐための役割を理解し、実行できるようにするとともに、特に部下職員を持つ管理職員等については、自らの言動が組織風土や部下職員に大きな影響を与えることから、これらの職員に対する研修等の一層の充実を図ってください。

5. 職員相互で不適切な言動をけん制しあえる良好な関係の構築

消防本部におけるハラスメントの実態に関する調査の結果によると、ガレージや訓練室など管理職員の出入りの少ない場所でもハラスメントが発生しています。

管理職員の目の届かない時と場所においてもハラスメントの発生を防ぐためには、職員一人一人がハラスメントの防止に向けた自覚を持ち、自らの言動を律し、職員相互で不適切な言動をけん制しあえる良好な関係を構築することが重要です。職員が自らの言動を振り返るチェックシートの導入や管理職員による部下との定期的な面談等を行うことにより、職員が気付きを促す取組や風通しの良い職場づくりに努めてください。



ハラスメント防止
啓発ポスター



ハラスメント防止
啓発リーフレット

問合せ先

消防庁消防・救急課 職員第一係
TEL：03-5253-7522